

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 参議院議員の定数の削減

参議院議員の定数は、二百四十二人（現行二百四十八人）とし、そのうち、比例代表選出議員の定数を九十四人（現行百人）とすること。
（第四条第二項関係）

第二 参議院比例代表選出議員の選挙におけるいわゆる特定枠の制度の廃止

政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止すること。
（第八十六条の三第一項後段等関係）

第三 検討

令和七年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、二院制の下における参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正を図りつつ各都道府県の区域による選挙区において議員が選挙されるようにすること等を考慮して、比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙から成る参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするこ

と。

（附則第四条関係）

第四 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 参議院議員の定数に関する特例

参議院議員の定数は、第一にかかわらず、令和七年七月二十八日又は令和七年に行われる通常選挙の期日の前日のいずれか遅い日までの間は、二百四十八人とし、当該遅い日の翌日から令和十年七月二十五日までの間は、二百四十五人とすること。

（附則第三条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。